

○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

| 変更後                  |              |                    |  | 変更前                  |              |                    |   |
|----------------------|--------------|--------------------|--|----------------------|--------------|--------------------|---|
| 第1 (略)               |              |                    |  | 第1 (略)               |              |                    |   |
| 第2 1～7 (略)           |              |                    |  | 第2 1～7 (略)           |              |                    |   |
| 周波数割当表               |              |                    |  | 周波数割当表               |              |                    |   |
| 第1表 (略)              |              |                    |  | 第1表 (略)              |              |                    |   |
| 第2表 27.5MHz-10000MHz |              |                    |  | 第2表 27.5MHz-10000MHz |              |                    |   |
| 国内分配 (MHz)<br>(4)    |              | 無線局の目的<br>(5)      | 周波数の使用に関する条件<br>(6)  | 国内分配 (MHz)<br>(4)    |              | 無線局の目的<br>(5)      | 周波数の使用に関する条件<br>(6)   |
| (略)                  | (略)          | (略)                | (略)  | (略)                  | (略)          | (略)                | (略)   |
| 1427-1429            | 宇宙運用（地球から宇宙） | 公共業務用<br>一般業務用     |  | 1427-1429            | 宇宙運用（地球から宇宙） | 公共業務用<br>一般業務用     |   |
|                      | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1427.9-1429MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。  |                      | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。<br>電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1427.9-1429MHz帯に限る。                  |
|                      | 移動（航空移動を除く。） | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   | 電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。  |                      | 移動（航空移動を除く。） | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   | IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。   |
| 1429-1453<br>J58     | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1429-1452.9MHz帯に限るものとし、別表10-4の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。  | 1429-1437.9<br>J58   | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。  |
|                      | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   | 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429-1439MHz帯及び1443-1453MHz帯に限るものとし、1429-1439MHz帯については1477-1487MHz帯と、1443-1453MHz帯については1491-1501MHz帯とそれぞれ対の二周波方式とする。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）のうちIMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。 |                      | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   | IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。<br>IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1485.9MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。 |
| 1437.9-1439<br>J58   | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） |  | 1437.9-1439<br>J58   | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。  |
|                      | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   |  |                      | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   | IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。   |
| 1439-1442.9<br>J58   | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） |  | 1439-1442.9<br>J58   | 固定           | 電気通信業務用（エントランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表10-4の地域以外の地域にあっては、平成22年4月1日からとする。  |
|                      | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   |  |                      | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）   | IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。   |

変更後

|                                     |              |  |  |
|-------------------------------------|--------------|--|--|
|                                     |              |  |  |
| <u>1453-1455.35</u><br><u>J58</u>   | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）<br>一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br>一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz 帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。  |
| <u>1455.35-1475.9</u><br><u>J58</u> | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）<br>一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1462.9MHz 帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。<br>一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz 帯とし、1503.35-1513MHz 帯と対の二周波方式に限る。<br>一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。 |

変更前

|                                   |              |  |   |
|-----------------------------------|--------------|--|---|
| <u>1442.9-1443</u><br><u>J58</u>  | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用） | この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br><br>IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。  |
| <u>1443-1453</u><br><u>J58</u>    | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用） | この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br>電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1443-1452.9MHz 帯に限る。<br><br>IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。<br>IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1491-1501MHz 帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。 |
| <u>1453-1455.35</u><br><u>J58</u> | 移動           | 一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用）                     | この周波数帯の使用は、1501-1503.35MHz 帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。   |
| <u>1455.35-1465</u><br><u>J58</u> | 移動           | 一般業務用（デジタルMCA 陸上移動通信用）                     | この周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz 帯と対の二周波方式に限る。  |
| <u>1465-1475.9</u><br><u>J58</u>  | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）                           |   |

変更後

|                    |    |                        |   |
|--------------------|----|------------------------|---|
| 1475.9-1501<br>J58 | 固定 | 電気通信業務用（エン<br>トランス回線用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1475.9-1500.9MHz 帯に限るものとし、別表 10-4 の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。  |
|                    | 移動 | 電気通信業務用（携帯<br>無線通信用）   | 電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1477-1487MHz 帯及び 1491-1501MHz 帯に限るものとし、1477-1487MHz 帯については 1429-1439MHz 帯と、1491-1501MHz 帯については 1443-1453MHz 帯とそれぞれ対の二周波方式とする。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）のうち IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。 |

変更前

|                    |    |                        |   |
|--------------------|----|------------------------|---|
| 1475.9-1477<br>J58 | 固定 | 電気通信業務用（エン<br>トランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。  |
|                    | 移動 | 電気通信業務用（携帯<br>無線通信用）   | IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。   |
| 1477-1485.9<br>J58 | 固定 | 電気通信業務用（エン<br>トランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。  |
|                    | 移動 | 電気通信業務用（携帯<br>無線通信用）   | IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。<br>IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1429-1437.9MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。 |
| 1485.9-1487<br>J58 | 固定 | 電気通信業務用（エン<br>トランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。  |
|                    | 移動 | 電気通信業務用（携帯<br>無線通信用）   | この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。<br>IMT-2000 以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1437.9-1439MHz 帯と対の二周波方式とし、平成 22 年 3 月 31 日までに限る。                  |
| 1487-1490.9<br>J58 | 固定 | 電気通信業務用（エン<br>トランス回線用） | この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。  |
|                    | 移動 | 電気通信業務用（携帯<br>無線通信用）   | この周波数帯の使用は、別表 10-4 の地域以外の地域にあっては、平成 22 年 4 月 1 日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。  |
| 1490.9-1491<br>J58 | 固定 | 電気通信業務用（エン<br>トランス回線用） | この周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。  |
|                    | 移動 | 電気通信業務用（携帯<br>無線通信用）   | IMT-2000 を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成 22 年 4 月 1 日からとする。<br>IMT-2000 を提供する無線局への割当ては、別表 10-2 による。  |

変更後

|                     |              |   |   |
|---------------------|--------------|---|---|
|                     |              |   |   |
| 1501-1503.35<br>J58 | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）<br>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。   |
| 1503.35-1518<br>J58 | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）<br>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用） | 電気通信業務用（エントランス回線用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1510.9MHz帯に限るものとし、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表10-2による。<br>電気通信業務用（携帯無線通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年4月1日からとする。<br>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、1503.35-1513MHz帯とし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。<br>一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。ただし、別表11-4の地域にあっては、平成26年3月31日までに限る。 |
| (略)                 | (略)          | (略)   | (略)   |

第3表 (略)

(略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

変更前

|                     |              |  |  |
|---------------------|--------------|--|--|
| 1491-1501<br>J58    | 固定<br><br>移動 | 電気通信業務用（エントランス回線用）<br><br>電気通信業務用（携帯無線通信用） | この周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。電気通信業務用（エントランス回線用）への割当ては、1491MHzを超え1500.9MHz以下に限る。<br><br>IMT-2000を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年4月1日からとする。<br>IMT-2000を提供する無線局への割当ては、別表10-2による。<br>IMT-2000以外を提供する無線局によるこの周波数帯の使用は、1443-1453MHz帯と対の二周波方式とし、平成22年3月31日までに限る。 |
| 1501-1503.35<br>J58 | 移動           | 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）                      | この周波数帯の使用は、1453-1455.35MHz帯と対の二周波方式に限る。<br>デジタルMCA陸上移動通信用の無線局によるこの周波数帯の使用は、平成22年3月31日までに限る。  |
| 1503.35-1513<br>J58 | 移動           | 一般業務用（デジタルMCA陸上移動通信用）                      | この周波数帯の使用は、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。  |
| 1513-1518<br>J58    | 移動           | 電気通信業務用（携帯無線通信用）                           |  |
| (略)                 | (略)          | (略)  | (略)  |

第3表 (略)

(略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

変更後

| 陸上移動局用周波数帯                 | 基地局用周波数帯                   |
|----------------------------|----------------------------|
| (略)                        | (略)                        |
| 1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下 | 1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下 |
| (略)                        | (略)                        |

別表 10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

別表 10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域（長野県を除く。）

(略)

別表 11-4 デジタル MCA 陸上移動通信用の周波数の使用地域

北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域

変更前

| 陸上移動局用周波数帯                 | 基地局用周波数帯                   |
|----------------------------|----------------------------|
| (略)                        | (略)                        |
| 1427.9MHz を超え 1452.9MHz 以下 | 1475.9MHz を超え 1500.9MHz 以下 |
| (略)                        | (略)                        |

別表 10-3 携帯無線通信（IMT-2000 のうち一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHz を超え 2025MHz 以下

別表 10-4 電気通信業務用の周波数の使用地域

関東総合通信局、信越総合通信局（新潟県を除く。）、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域

(略)